

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 昭和村

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	83.1%
全職員	60.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	96.3%
本庁課長補佐相当職	90.4%
本庁係長相当職	95.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	126.6%
31～35年	108.5%
26～30年	98.6%
21～25年	102.7%
16～20年	94.9%
11～15年	87.3%
6～10年	93.7%
1～5年	90.8%

【説明欄】

--

* 役職段階の考え方は以下のとおり。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。